

2-3 Journal of Forest Research 論文賞審査・選考内規

1. 本内規は、日本森林学会表彰規則第7条に定めるJFR 論文賞の授賞論文審査及び選考の手順について定める。
(選考委員会)
2. JFR 編集委員会は、毎年、表彰委員会の依頼に基づき審査・選考を開始する。
3. JFR 編集委員会は、7月にJFR 論文賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)を組織し、授賞候補論文の審査・選考を行う。選考委員会委員(以下「委員」という。)には、JFR 編集委員長(以下「編集委員長」という。)、前編集委員長、各分野(Socioeconomics, Planning and Management Section; Forest Environment Section; Silviculture and Plant Sciences Section; Forest Health Section)から1名ずつ選ばれた編集委員の6名とし、編集委員長が選考委員会の議長を務める。委員の選任は、編集委員会による承認を経て、編集委員長がこれを委嘱する。
(授賞対象論文)
4. JFR 論文賞の受賞対象論文は、表彰年の前々年の8月から前年の6月までに発行されたJournal of Forest Research(「JFR」という。)にて発表されたOriginal article と Short communication とする。対象論文の著者は、日本森林学会会員に限定しない。
(編集委員による推薦)
5. 編集委員長は、JFR 編集委員(以下「編集委員」という。)に授賞候補論文の推薦を依頼する。
6. 編集委員は、編集を担当した論文の中から優れている論文2編以内を、推薦理由(11.に示す評価項目に沿った新規・独創性、発展性、国際性など)をつけて表彰年の前年の7月末日までに編集委員長に推薦する。対象期間に掲載された論文を担当した前編集委員も推薦することができる。
7. 編集委員長は、前編集委員長並びに編集委員長が指名する分野代表編集委員各1名と協力して、各分野から2編以内を推薦することができる。編集委員長による推薦は、これらの委員の過半数の承認を必要とし、推薦理由を付すものとする。
(選抜)
8. 選考委員会は、6.と7.で推薦された論文の中から11.に示す評価項目を参考に、特に優れていると判断される選抜候補論文5編以内を選抜し、表彰年の前年の8月末日までに編集委員会に報告する。
(評価委員)
9. 選考委員会は、選抜候補論文の内容に基づき、優秀性を評論できる評価委員を、選考委員を除く編集委員の中から論文ごとに3名選び、表彰年の前年の9月末日までに編集委員会に報告する。選抜候補論文の編集を担当した編集委員も評価委員になることができる。また、評価委員には、選考委員以外の会員を含めることができる
10. 評価委員の選定については、編集委員長がこれを委嘱する。
(評価項目)
11. 評価委員は、以下の評価項目による段階評価と、文章による総合考査によって論文の優秀性を評価し、表彰年の前年の10月末日までに選考委員会に評価結果を報告する。
 - (1) 新規・独創性(成果や手法、視点に関する独自性および斬新性)
 - (2) 飛躍的進歩性(問題点の解明、克服に関連した達成度、成功)
 - (3) 発展性(学術分野のさらなる発展への貢献可能性)
 - (4) 社会的波及性(成果による産業や社会への具体的貢献)
 - (5) 国際性(成果が有する国際的な影響力)
12. 評価委員は、評価項目ごとに1~5点の5段階からいずれかの評点をつける。評点は、JFR 掲載論文の平均的なレベルを1点とし、当該分野で最高の評価を得られるレベルを5点とする。
(選考)
13. 選考委員会は、評価委員による評価結果のうち、候補論文ごとに上位2名の評点に基づき、最も優れた論文1編を授賞候補論文として選考し、審査および選考結果とともに編集委員会に報告する。最優秀論文を1編に絞れない場合は、選考委員会の協議によって2編以内の授賞候補論文を選考することができる。
(授賞候補論文の報告)
14. 編集委員会は、表彰年の前年の11月末日までに、表彰委員長に、授賞候補論文と、審査及び選考結果を報告する。
15. 表彰委員長は、理事会に授賞候補論文と審査および選考結果を報告する。
(内規の変更)
16. この内規を変更する場合は、表彰委員会が理事会に諮って定める。

2009年3月26日制定
2011年6月15日改定
2017年12月20日改定
2021年4月26日改定
2022年4月28日改定